

## 施策① 大規模地震の発生に備えた住宅の耐震化

住宅の耐震化率は平成30年で81.3%と全国平均(87.0%)を下回っていますが、本県では木造住宅の耐震改修支援の取り組みなどを推進してきており、平成25年から30年における耐震化率の伸び率は全国を上回っています。

今後も継続して、耐震改修の重要性の周知や、業界団体等との連携による技術者の育成などを行い、耐震診断や耐震改修を促進します。

### 【耐震診断・耐震改修の促進】

- ・耐震改修補助事業や耐震診断技術者の派遣などの推進及び拡充に努めるとともに、業界団体等との連携により相談体制の充実や「住まいの安全・安心の耐震セミナー」の開催等を行うなど、県民に対し耐震に係る様々な住情報を提供することにより、耐震改修の重要性について周知や各補助制度等の利用拡大を図ります。

### 【建築関係団体との連携による取り組みの推進】

- ・愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会で「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」等の作成や、「技術者向けの3種類の講習会(診断・設計・工事)」の実施、「木造住宅耐震診断事務所の登録」・「耐震改修事業者の登録」、「耐震診断の第三者評価制度(耐震評価委員会)の創設」など、耐震診断や耐震改修工事を促進するとともに、適正実施に向けた体制を整備しており、今後もこれらの事業の継続・拡大に努めます。

### 【公営住宅の耐震化の推進】

- ・耐震性のない公営住宅について、住民の安全を確保するため、建替えや耐震改修を積極的に推進します。

### 【室内の安全確保の推進】

- ・地震時においては、家具等の倒壊・落下による被害を軽減することが重要です。このため、室内の安全確保に対する啓発や積極的な情報発信・周知活動に努め、家具の固定金具等の設置を促進します。
- ・住宅の耐震性能を長期にわたり維持していくため、シロアリ被害対策や計画的なリフォーム、適切な維持管理等を促進します。

## 施策② 災害リスク情報の発信による防災意識の啓発・防災活動の促進

全国計画でも「豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅立地を抑制」の方向性が位置づけられています。また、立地適正化計画では防災指針を記載することが定められ、事前防災型のまちづくりが重視されています。

愛媛県では、不動産関係団体と、防災情報の周知に関する協力協定を結んでおり、災害危険個所の事前の周知に取り組むとともに、住民への防災意識の啓発、防災活動の促進に取り組みます。

### 【防災意識の啓発・防災活動の促進】

- ・地震災害や集中豪雨等による河川の決壊、氾濫による浸水被害、土砂崩れなどの多くの自然災害に備えるため、ハザードマップ等による住民への防災意識の啓発や河川改修、砂防堰堤新設等の防災対策事業を進めます。

### 【災害危険箇所の周知】

- ・災害時における県民の避難行動の支援を図るため、不動産関係団体と「不動産取引の機会を捉えた防災情報の周知に関する協力協定」を結び、不動産取引の機会に、顧客に洪水浸水想定区域図及び土砂災害（特別）警戒区域（未指定の公表箇所）を提示し、マップ上の物件の位置等を説明することで、県民に潜在的な災害リスク情報を認識してもらう取り組みを進めています。この取り組みを継続し、災害リスク情報の周知徹底を図ります。

## 施策③ 災害後の住宅供給体制の構築や復興事前準備の推進

平成30年7月豪雨災害における仮設住宅等への取り組み実績を踏まえ、建設型応急住宅の候補地の迅速な選定および建設、賃貸型応急住宅の迅速な供給等が行えるよう、災害時の行動や対応の考え方の共有、事業者との体制づくりなど対策を行います。

また、巨大津波災害が想定されている愛媛県の宇和海沿岸5市町（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町）と愛媛大学、東京大学が平成30年度から3年間共同で事前復興共同研究活動を行ってきました。この実績を活かしながら、復興事前準備の取り組みを推進します。

### 【災害後の円滑な住宅供給に向けた仕組みと体制の構築】

- ・応急仮設住宅建設ガイドラインの見直しなどを通じて、県や市町、住宅供給事業者の役割を定めて共有します。

### 【賃貸型応急住宅の供給に向けた準備の推進】

- ・(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)と協定を締結し、各協会との連携のもと、賃貸型応急住宅の候補リストの作成、定期的な更新を行うなど、迅速な供給が行えるようストックの構築や供給の手順について共有を行います。



平成30年豪雨災害において整備された県産材を活用した応急仮設住宅

### 【建築型応急住宅の供給を想定した用地確保の検討】

- ・建築型応急住宅の候補地のリストアップの見直しを市町との連携により実施します。他の目的への利用も想定される中、利用に関する優先順位の設定を検討し、市町と共有するなど、多様な場面を想定した検討を行います。

### 【応急修理に携わる事業者との連携体制の構築】

- ・応急修理に携わることが可能な事業者のリストを作成するなど、事前に連携体制を構築します。
- ・応急修理に関する研修会を実施するなど、対応や技術的なことに関して勉強し、共有する機会を設けます。

### 【復興事前準備の推進】

- ・各地域において、住民参加の機会を設け、住まいに対する考え方を含めた復興における考え方、災害時における行動など、地域が主体となった事前復興の取り組みを推進します。